

南丹市障害者計画及び

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

7月26日時点（案）

令和6（2024）年3月

南丹市

目次

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の性格及び位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	4
4 計画の策定体制.....	4
第2章 本市の障がいのある人を取り巻く状況.....	6
1 総人口の推移.....	6
2 身体障がいのある人の状況.....	7
3 知的障がいのある人の状況.....	9
4 精神障がいのある人の状況.....	10
5 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移.....	11
6 難病患者数の推移.....	12
7 アンケート調査の概要.....	13
8 関係団体アンケート調査の概要.....	20
第3章 計画の基本方針.....	23
1 計画の基本理念.....	23
2 計画の基本的視点.....	24
3 計画の基本目標.....	25
4 計画の施策体系.....	25
第4章 基本目標別の施策内容.....	25
第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画.....	26

第1章 計画の基本的な考え方

I 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

我が国においては、様々な障害者施策が推進されており、障がい者に関わる多くの法や制度の改正が行われています。近年においてもいくつかの法改正が行われており、令和3（2021）年6月に公布された障害者差別解消法の改正では、障がいを理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対する合理的配慮の義務付けや、行政機関相互間の連携の強化等が示されており、令和4（2022）年12月に公布された、障害者総合支援法等の改正では、障がい者等の地域生活や就労の支援の強化・障がい者等の希望する生活の実現に向けた様々な体制や支援整備が求められています。

さらに、障害児福祉計画の根拠法である児童福祉法に関しても、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うために、令和4（2022）年6月に改正が行われており、これらの法改正は令和6（2024）年4月の施行が定められている状況です。

また、国が策定する障害者施策の最も基本的な計画である「障害者基本計画（第5次）」が、令和5（2023）年3月に閣議決定され、共生社会の実現に向けて、障がい者が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するために取り組む方向性について定められました。

「障害基本計画（第5次）」では、「共生社会の実現に向けた取組の推進」「総合的かつ分野横断的な支援」「障がい特性等に配慮したきめ細かい支援」の他、「障がいのある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進」についても、各分野に共通する横断的視点として記載されており、これらの視点を持って実効性のある取組を推進していくことが示されています。

(2) 本市の計画策定の趣旨

本市においては、平成30（2018）年3月に「南丹市障害者計画」、令和3（2021）年3月には「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、基本理念を「障がいのある人もない人もともに安心して暮らせる地域共生社会のまち南丹市」として、様々な障害者施策を推進してきています。

これらの「南丹市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」が、令和5（2023）年度に計画期間が満了となることから、「南丹市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定するものです。

2. 計画の性格及び位置づけ

(1) 計画の性格

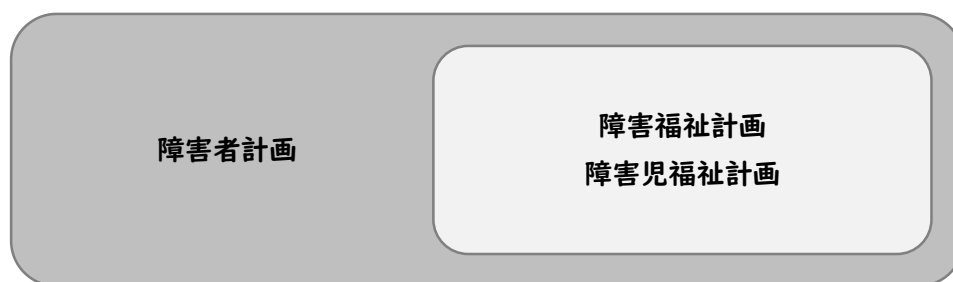
「障害者計画」は、「障害者基本法」に基づく市町村計画で、障がい者のための施策に関する基本的な事項について定めるものです。

「障害福祉計画」は、「障害者総合支援法」に基づく市町村計画で、同法で定める障害福祉サービス等の必要量や確保の方策等について定めるものです。

「障害児福祉計画」は、「児童福祉法」に基づく市町村計画で、同法で定める障害児通所支援及び相談支援の提供体制の確保等について定めるものです。

【「障害者計画」と「障害福祉計画」「障害児福祉計画」との関係】

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
計画期間	中長期	3年間を基本とする	3年間を基本とする
計画内容	障がい者のための施策に関する基本的事項を定める	障害福祉サービス等の必要量や確保に関して定める	障害児通所支援・相談支援の提供体制確保等について定める

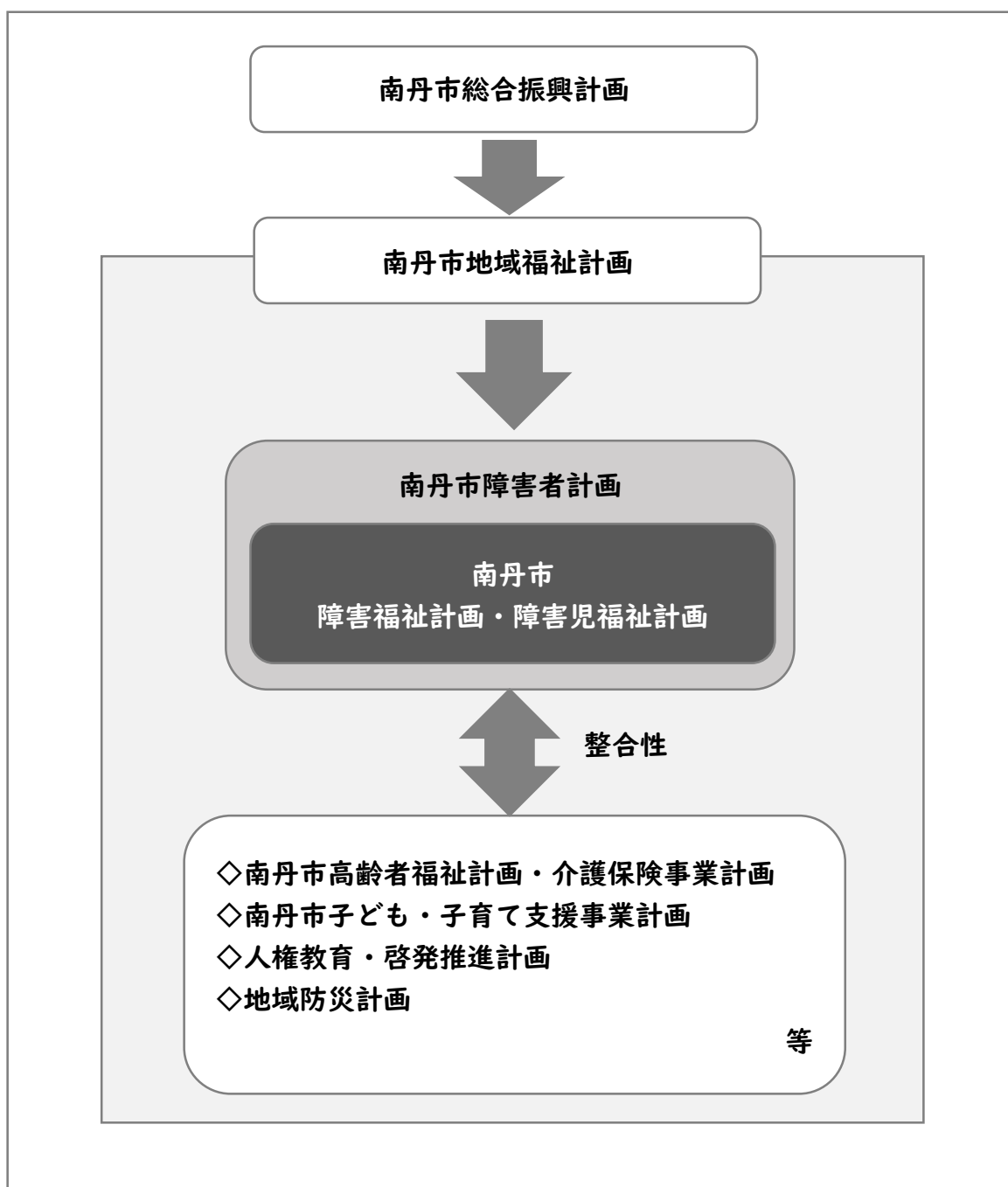


(2) 計画の位置づけ

南丹市障害者計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画は、まちづくりの上位計画である「南丹市総合振興計画」の部門別計画として、障がいのある人の総合的な保健・福祉施策について目標を掲げることにより、計画の推進を図るものです。

その推進にあたっては、「南丹市地域福祉計画」「南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「南丹市子ども・子育て支援事業計画」等、その他関連計画との整合性を図ります。

【計画の位置づけ】



3 計画の期間

「南丹市障害者計画」の計画期間は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までとし、障害福祉計画及び障害児福祉計画の改訂に合わせて、必要に応じて見直しを行うものとします。

また、「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」の計画期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までとし、国及び京都府の基本指針に基づき数値目標を設定し、目標達成に向け計画的にサービス基盤の整備を図るものとします。

H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029

南丹市障害者計画	南丹市障害者計画
----------	----------

第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画	第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画	第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画	第8期障害福祉計画 第4期障害児福祉計画
-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------

4 計画の策定体制

計画の策定にあたり、下記に掲げる方法等により、障害福祉関係者、学識経験者、市民の参画を求め、幅広い意見の聴取に努めました。

（1）地域自立支援協議会の開催

本計画策定にあたっては、学識経験者、障害福祉関係者、市民の参画を求め、「南丹市地域自立支援協議会」を開催し、幅広い意見の反映に努めました。

（2）障がいのある人の現状を把握するためのアンケート調査の実施

障がいのある人の地域移行や一般就労の促進等に向け、障がいのある人のニーズを把握するとともに、障害福祉サービス等の計画的な基盤整備を進めるため、令和4（2022）年12月から令和5（2023）年1月にかけて「障がいのある人の福祉に関するアンケート調査」を行い、計画策定の基礎資料としました。

(3) 関係団体等アンケート調査の実施

上記(2)のアンケート調査に加え、障害者施策の方向性を検討する基礎資料とするため、令和4(2022)年12月から令和5(2023)年1月にかけて「南丹市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定に係る関係団体等アンケート調査」を実施し、関係団体等の意見聴取を行いました。

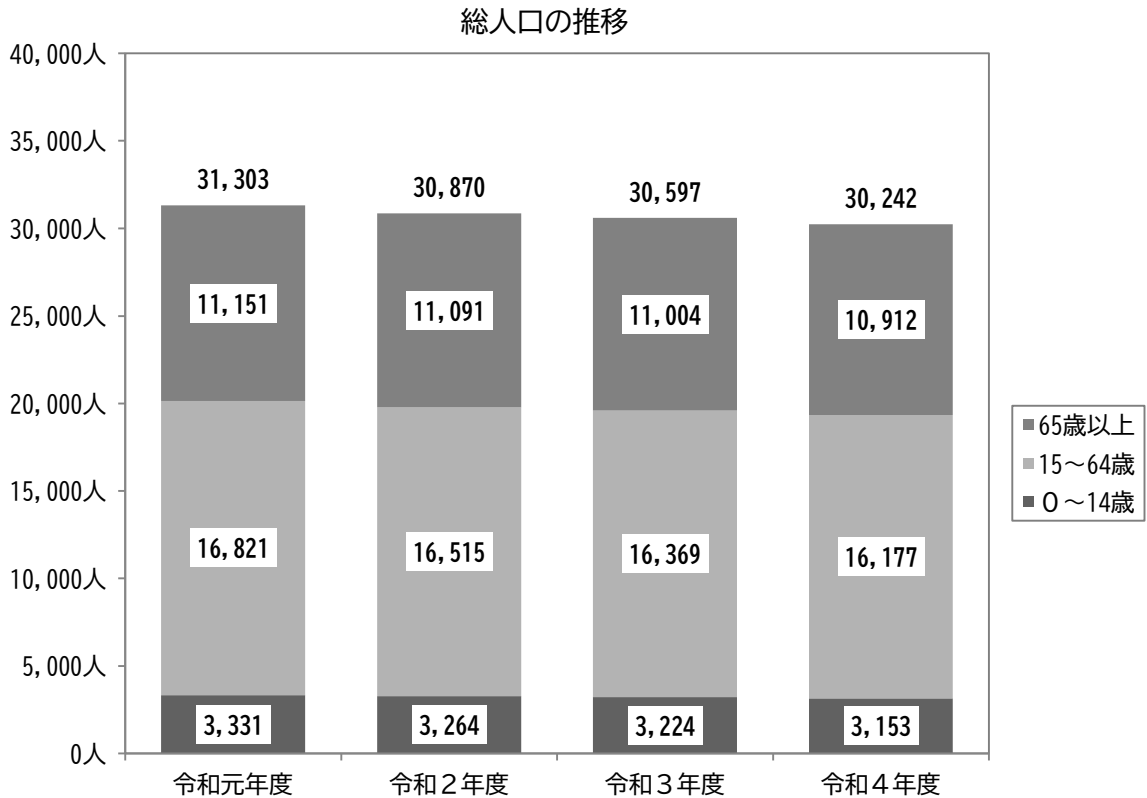
(4) 市民意見の聴取と計画への反映

計画策定において、市民ニーズを十分に踏まえながら多様な意見を反映させるため、計画素案に対する「パブリックコメント(住民意見の募集)」を実施し、市民意見の聴取を行う予定です。

第2章 本市の障がいのある人を取り巻く状況

1 総人口の推移

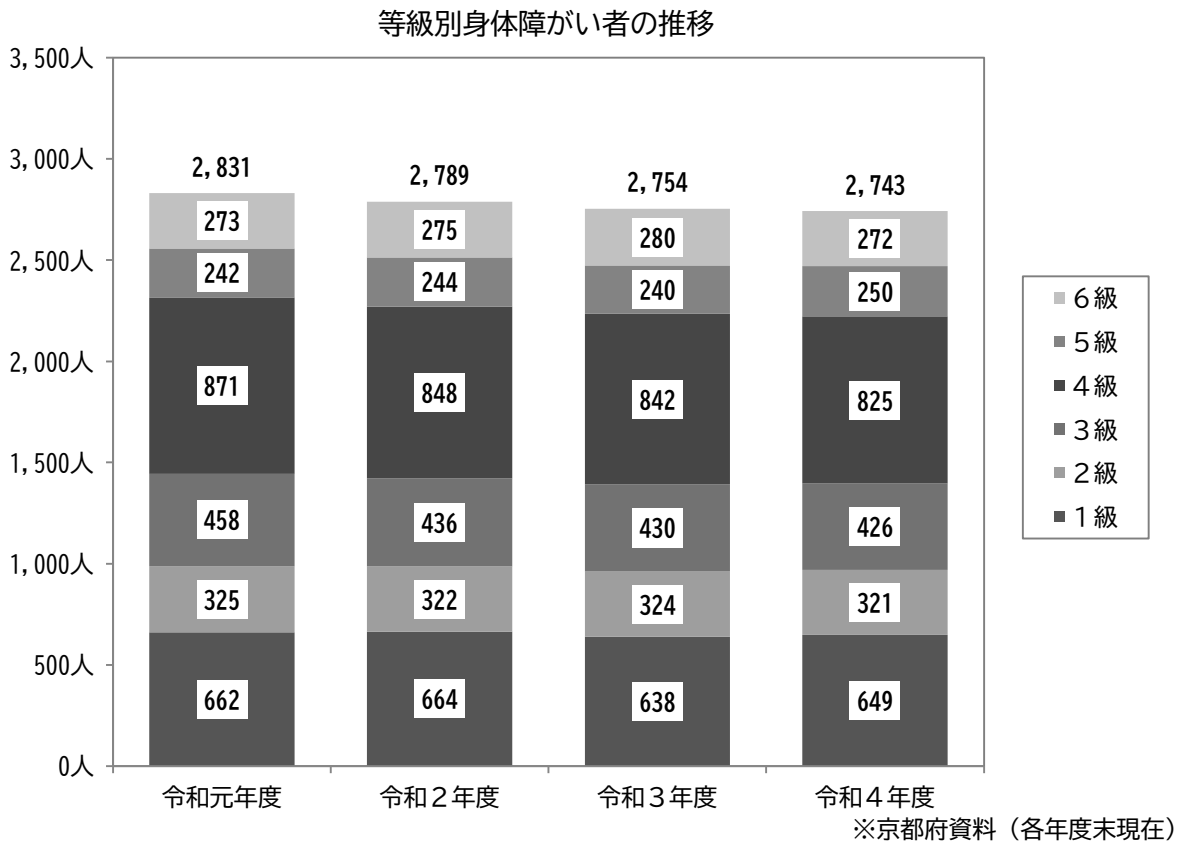
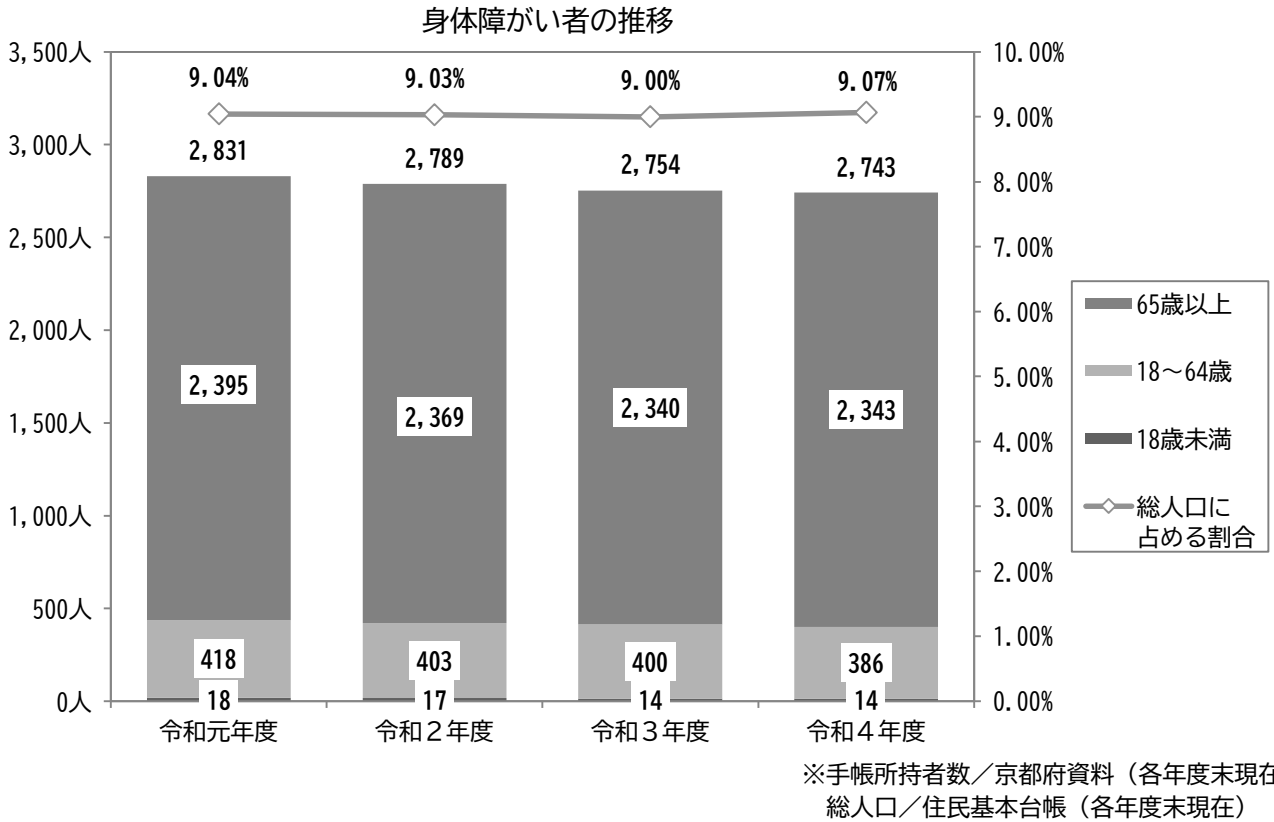
令和元年度からの総人口の推移をみると、年々減少傾向にあり、令和4年度には30,242人となっています。



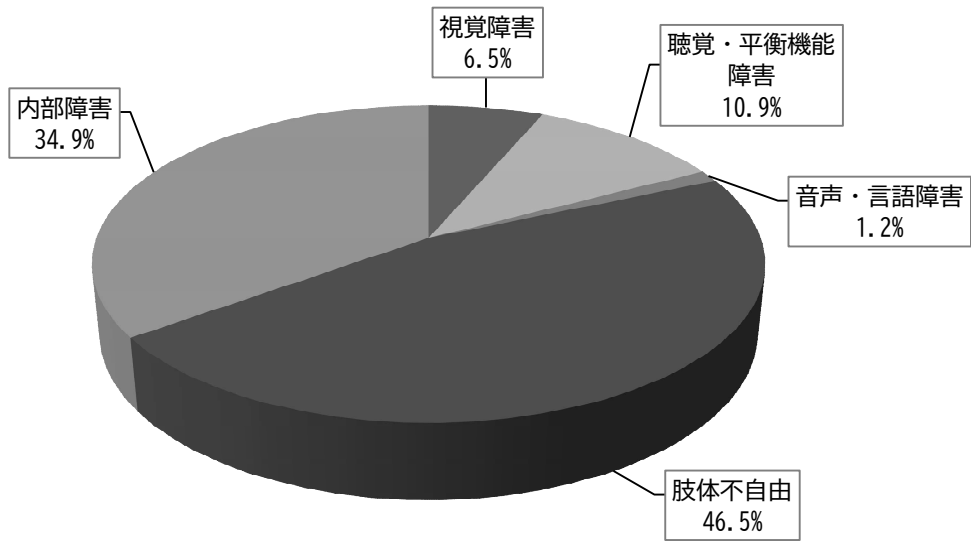
※住民基本台帳（各年度末現在）

2 身体障がいのある人の状況

令和元年度からの身体障がい者の推移をみると、年々減少傾向にあり、令和4年度には2,743人となっています。

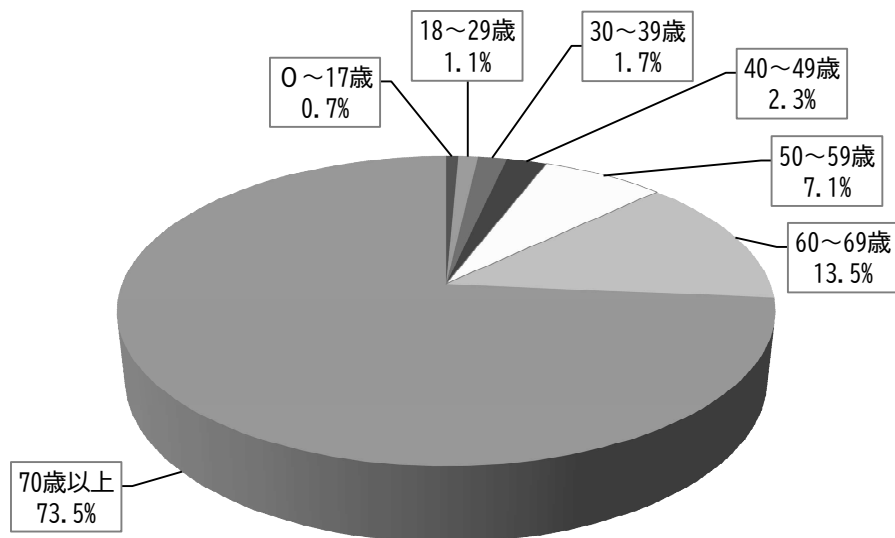


身体障がい者の障がい種類別割合



※京都府資料（令和4年度末現在）

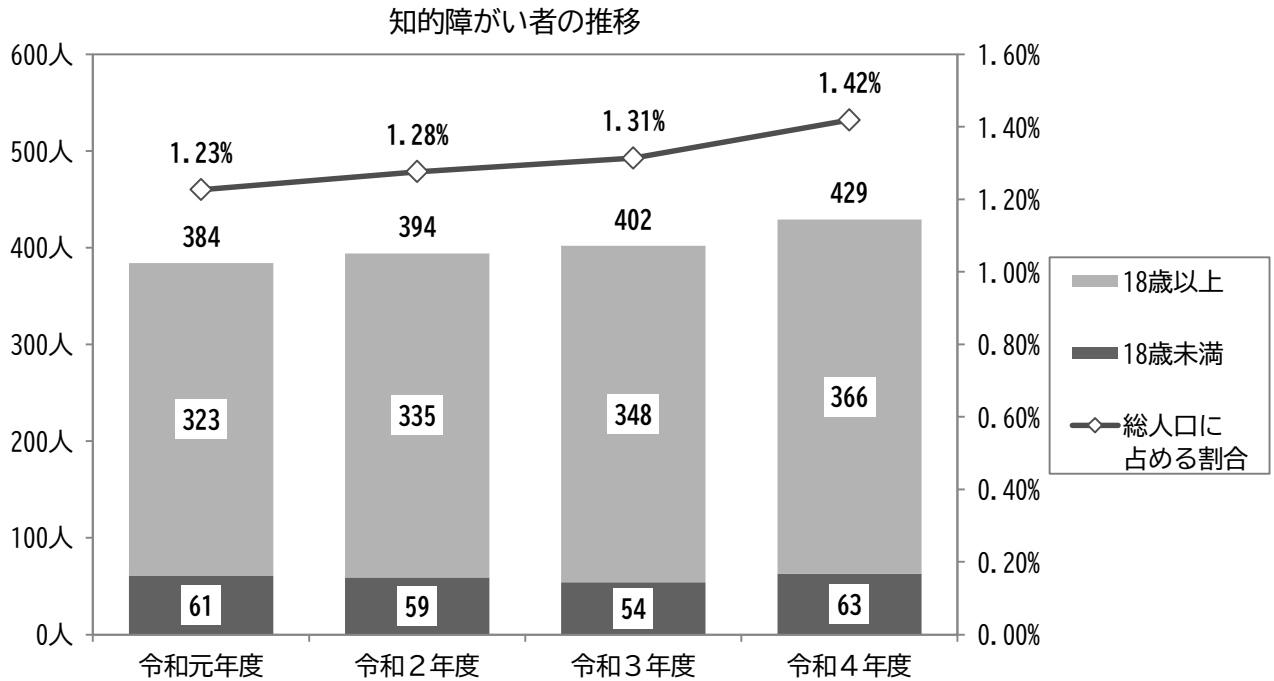
身体障がい者の年齢区分別割合



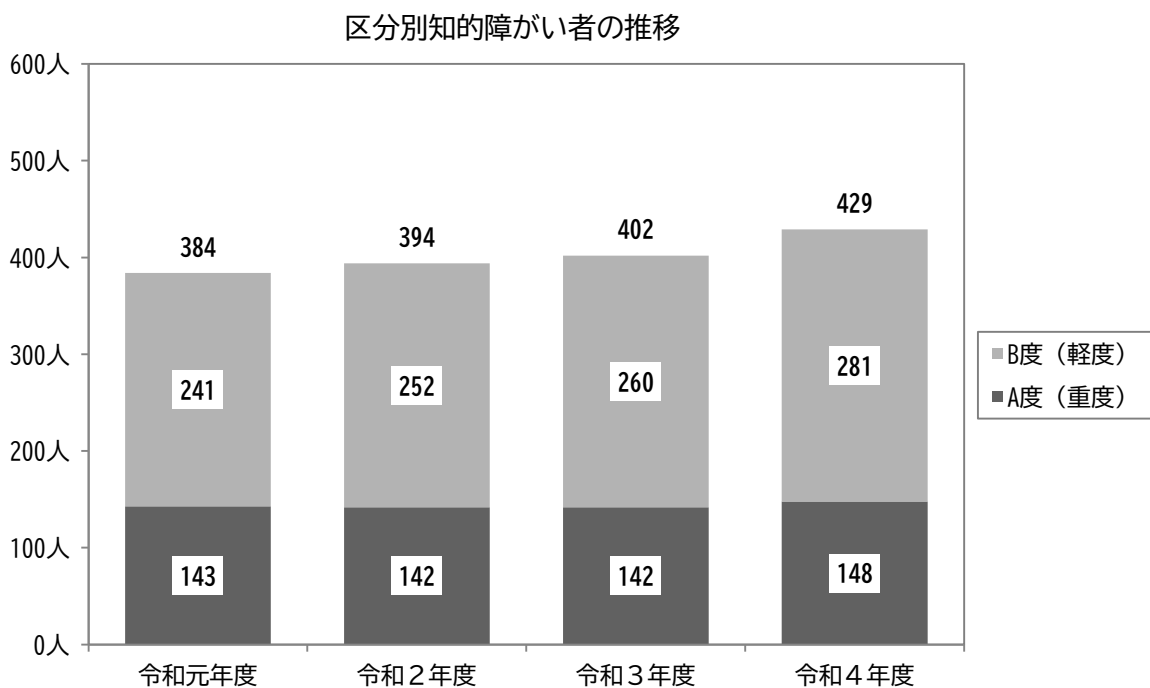
※南丹市福祉総合システム（令和4年度末現在）

3 知的障がいのある人の状況

令和元年度からの知的障がい者の推移をみると、年々増加しており、令和4年度には429人となっています。

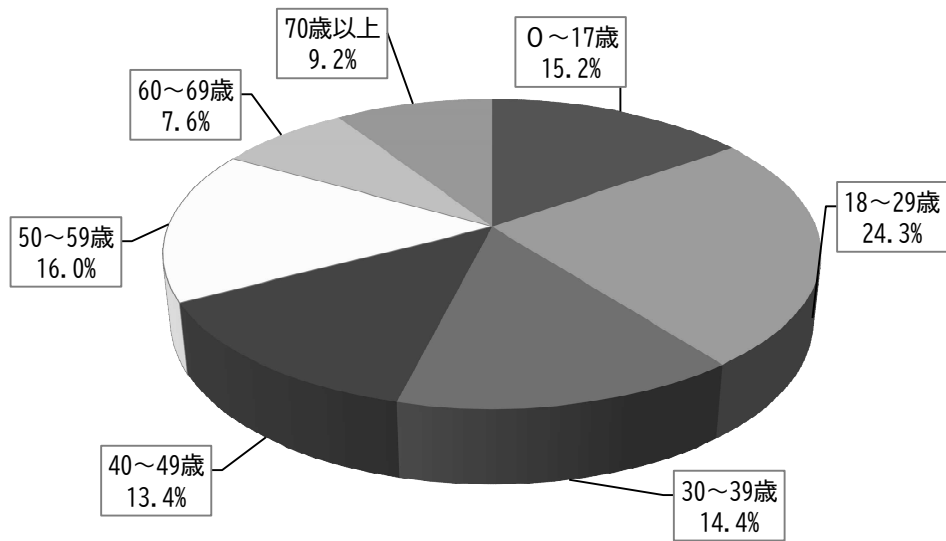


※手帳所持者数／京都府資料（各年度末現在）
総人口／住民基本台帳（各年度末現在）



※京都府資料（各年度末現在）

知的障がい者の年齢区分別割合

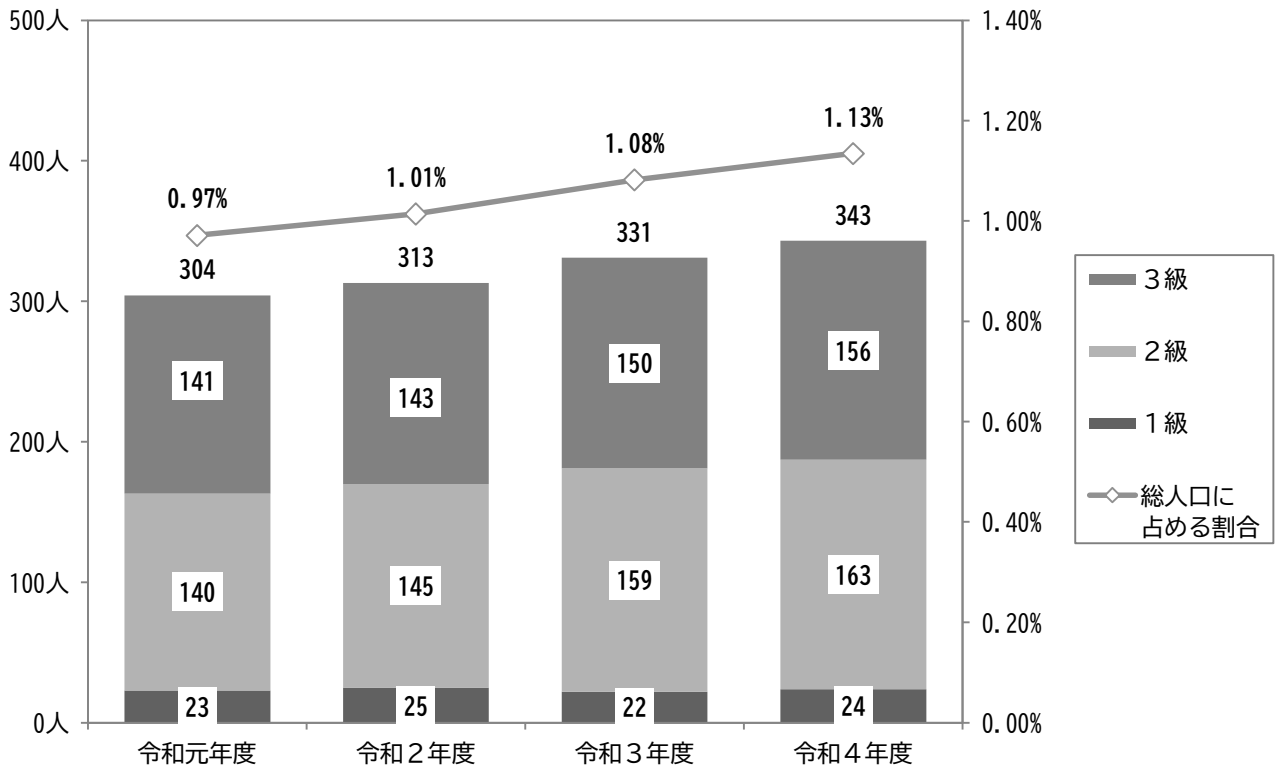


※南丹市福祉総合システム（令和4年度末現在）

4 精神障がいのある人の状況

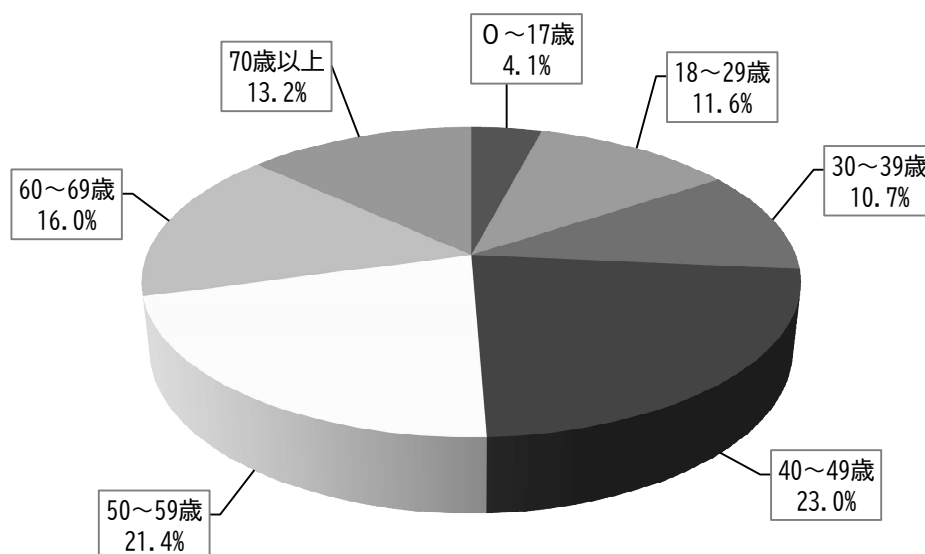
令和元年度からの精神障がい者の推移をみると、年々増加しており、令和元年度には343人となっています。

精神障がい者の推移



※手帳所持者数／京都府資料（各年度末現在）
総人口／住民基本台帳（各年度末現在）

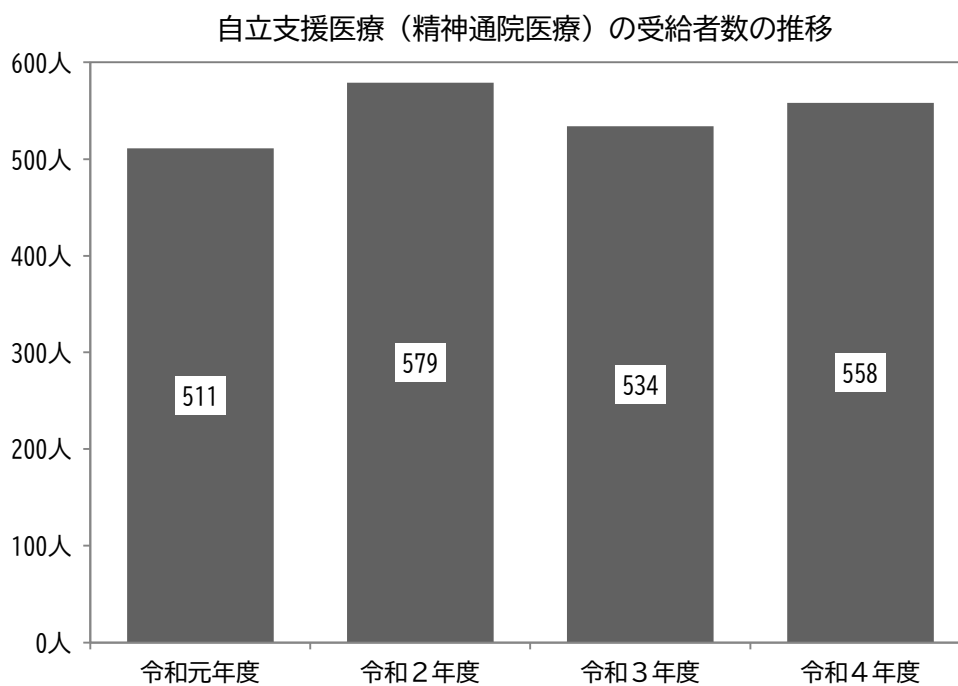
精神障がい者の年齢区分別割合



※南丹市福祉総合システム（令和4年度末現在）

5 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

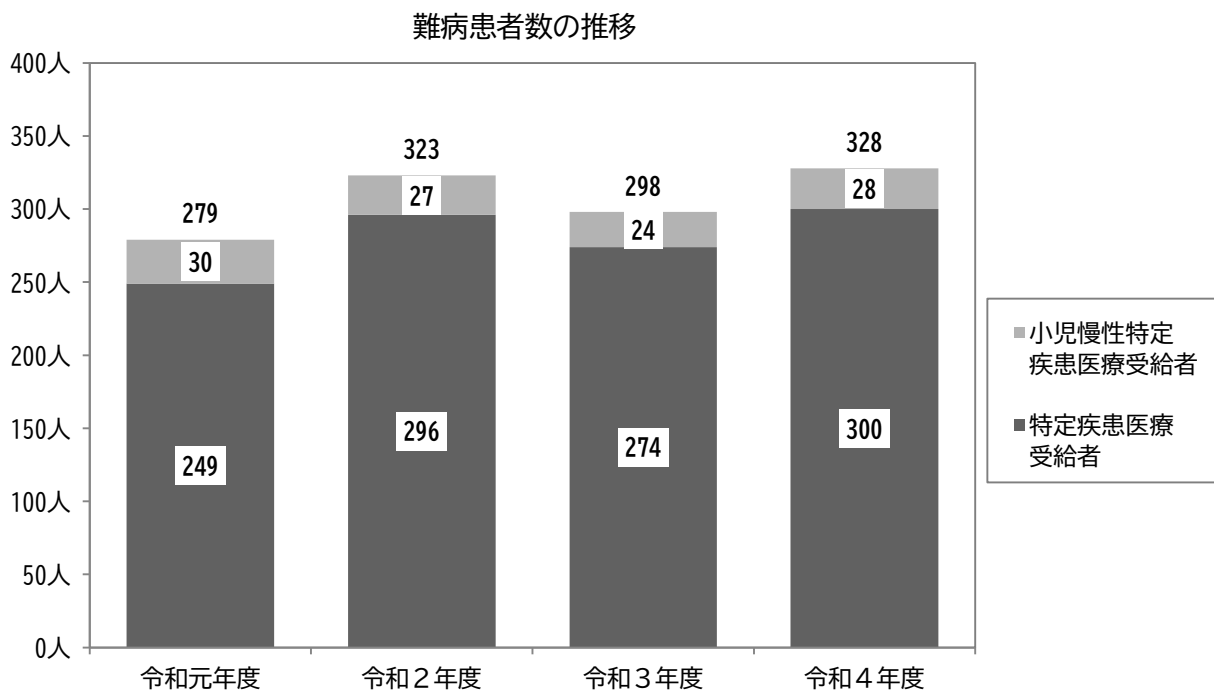
令和元年度からの自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移をみると、増減を繰り返して推移しており、令和4年度には558人となっています。



※京都府資料（各年度末現在）

6 難病患者数の推移

令和元年度からの難病患者数の推移をみると、増減を繰り返して推移しており、令和4年度には328人となっています。



※京都府資料（各年度末現在）

7 アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、「南丹市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」策定のための資料とし、障害者福祉施策を進める際の参考とするために行いました。

(2) 調査の種類と調査対象及び調査の方法

調査の種類と調査対象及び調査の方法は次の通りです。

調査名	調査対象	配布・回収方法	配布・回収期間
障がいのある方の福祉に関するアンケート調査	障害者手帳の所持者	郵送	令和4(2022)年12月～令和5(2023)年1月

(3) 回収状況

回収結果は次の通りです。

配布数	有効回収数	回収率
1,000 票	410 票	41.0%

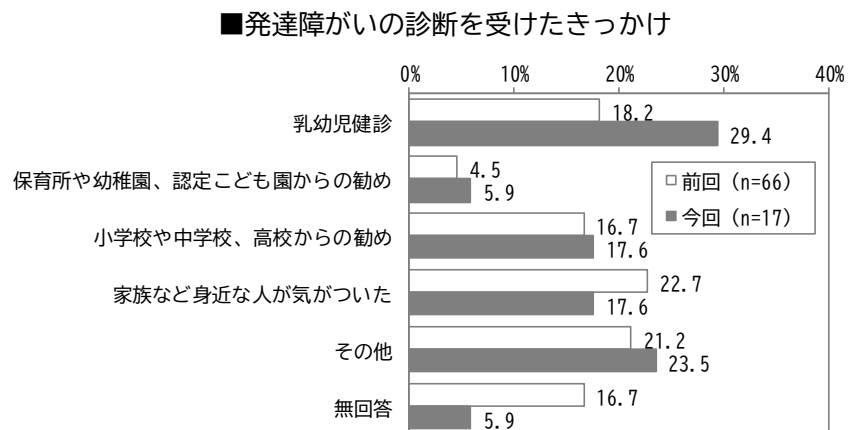
(4) アンケート調査結果の概要

(1) 回答者について

●年齢は、「75歳以上」が43.4%と最も多く、次いで「65歳～74歳」が22.2%となっており、「65歳以上」が65.6%を占めています。

●障がいの程度は、「身体障害者手帳4級」が24.6%と最も多くなっています。

●発達障がいについて、診断を受けたきっかけとしては、「乳幼児健診」が29.4%と最も多くなっており、前回調査と比較しても11.2ポイント増加しています。また、診断を受けた後の相談先としては、「病院などの医療機関」が41.2%と最も多くなっています。



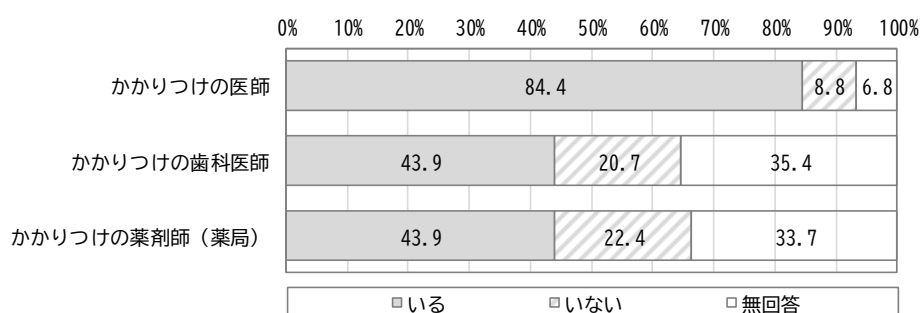
※前回は令和2(2020)年に実施した調査、今回は本調査の結果を示す。(表記が無い場合は本調査の結果。)

※nは回答者数を示す。

以下同様。

- 40歳以上の方で、介護保険サービスを利用している方は22.7%となっています。
- かかりつけの医師については、84.4%の方がいると回答しており、精神障がい者では97.6%と多くの方がかかりつけの医師がいるのに対し、知的障がい者では72.0%と少し低い割合となっています。

■かかりつけの医師・歯科医師・薬剤師の有無



n=410

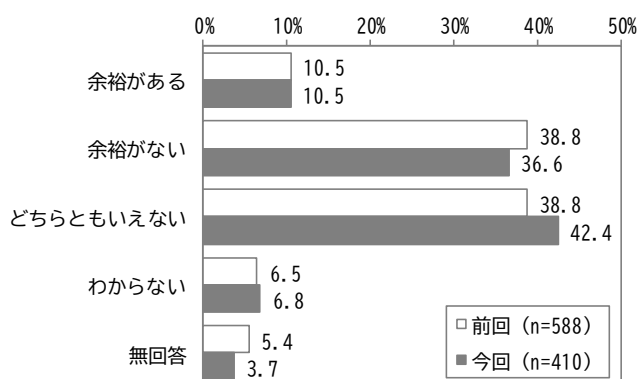
- 医療的ケアは、「受けていない」方が56.1%と過半数となっています。また、医療的ケアは「医師・看護師」から受けている方が75.2%と最も多くなっていますが、知的障がい者では「家族・親族」から受けている方が多くなっています。
- 医療的ケアを受ける際に困ることとしては、「特にない」が55.2%と多くなっていますが、他に「経済的負担が大きい」12.0%、「医療的ケアを対応できる人が少ない」5.6%、「医療的ケアを受けられる場所が少ない」4.8%等も挙げられています。

(2) 現在の生活について

- 「家族などと暮らしている」方が76.6%と最も多くなっていますが、「ひとりで暮らしている」方も14.9%いる状況です。また、65歳以上の方で「ひとりで暮らしている」方は15.2%となっています。
- 手助けが必要な項目としては、「現在、必要としていない」が45.9%と最も多くなっていますが、他に「買い物をする」30.0%、「食事の支度や後片付けをする」24.1%等も多くなっています。身体障がい者では「現在、必要としていない」、知的障がい者では「お金の管理」、精神障がい者では「お金の管理をする」と「薬の管理をする」が多くなっています

- 経済的状況について伺うと、「余裕がある」方は10.5%であるのに対し、「余裕がない」方が36.6%と多くなっており、精神障がい者では「余裕がない」が43.9%と他の障がい種と比べて多くなっています。また、主な収入源としては「障害年金」が24.6%と多く、また「その他」として各種年金や生活保護等が挙げられています。

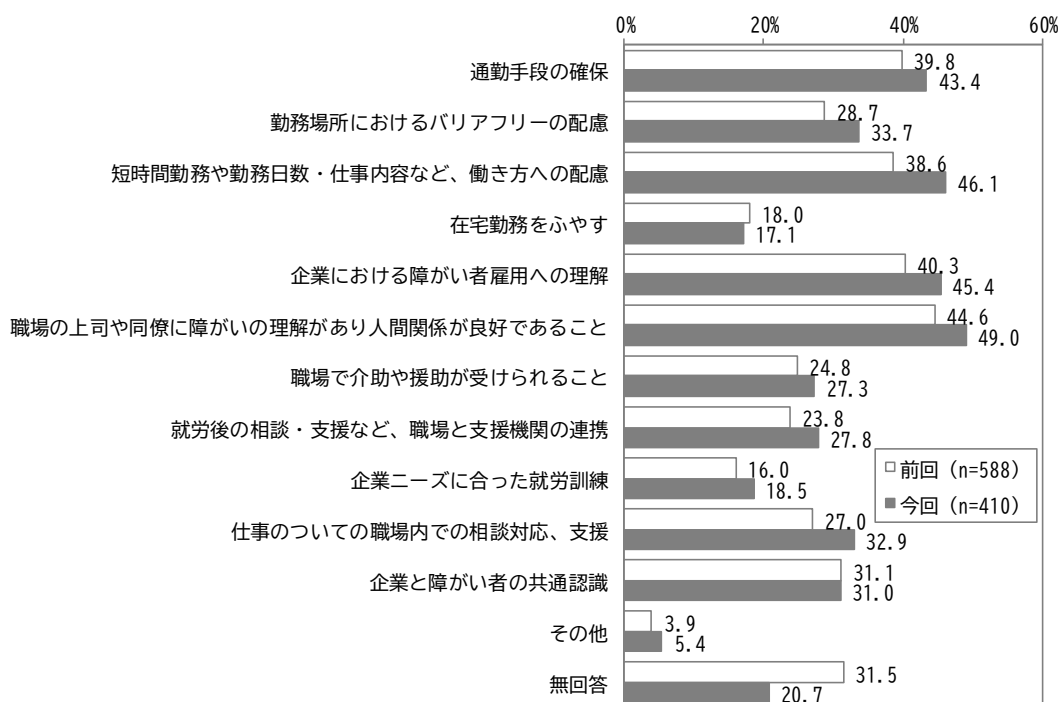
■経済的状況



(3) 仕事について、保育・教育について

- 日中、常勤で仕事をしている12.0%の方の勤務形態としては、正社員で働いている方が46.9%と最も多くなっています。
- 就労継続支援のA・B型に通う6.6%の方のうち、一般就労をしたいと「思う」方は63.0%となっており、前回から大きく増加しています。
- 就労されていない方の仕事をしていない理由としては、「年齢のため(学生・高齢)」が65.5%と最も多くなっていますが、「障がいなどで、できる仕事がない」も27.5%と多くなっています。また、「障がいなどで、できる仕事がない」と回答する割合は、知的障がい者では44.4%、精神障がい者では46.2%となっています。
- 障がいのある方が働きやすい環境に必要なこととしては、「職場の上司や同僚に障がいの理解があり人間関係が良好であること」が49.0%と最も多くなっています。次いで多い項目として「短時間勤務や勤務日数・仕事内容など、働き方への配慮」が46.1%となっており、前回と比較しても7.5ポイントと最も増加しています。また、障がい種別にみても「職場の上司や同僚に障がいの理解があり人間関係が良好であること」が最も多くなっており、次いで多い項目としては、身体障がい者・精神障がい者では「短時間勤務や勤務日数・仕事内容など、働き方への配慮」となっているのに対し、知的障がい者では「企業における障がい者雇用への理解」となっています。

■障がいのある人が働きやすい環境に、必要なこと

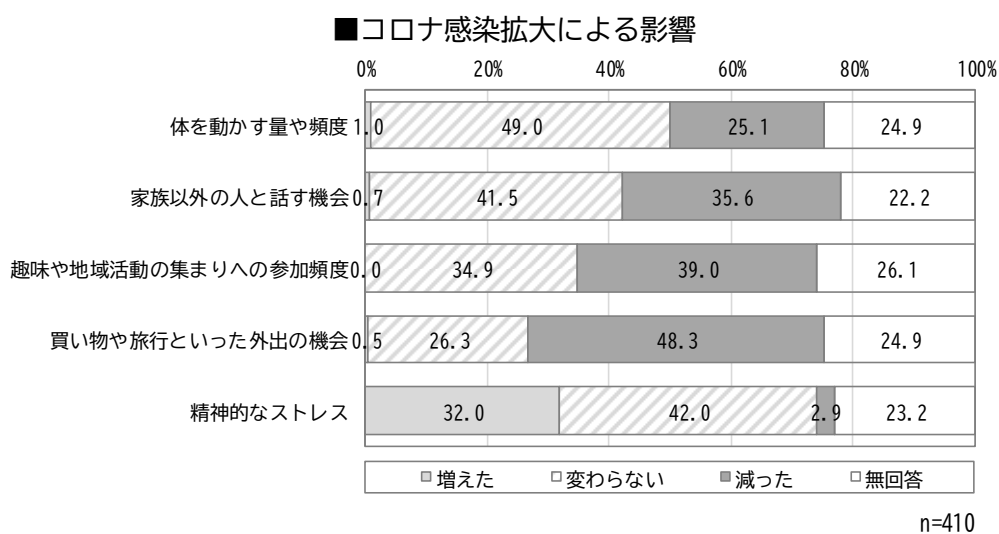


- 保育・教育として必要なことについては、「進路指導をしっかりとしてほしい(自立して働けるような力をつけさせてほしい)」が40.0%と最も多くなっており、前回より大きく増加しています。

(4) 障害福祉サービスやコロナについて

- 障害福祉サービスについて、量や内容に不足・不満を感じているものとしては、「外出のときの支援」の4.1%、「自宅で行う日常生活上の支援」の2.9%、「通所施設などで行う社会生活ができるための訓練（就労継続支援B型）」の2.2%等が多くなっています。
- 新型コロナウイルスによるサービス利用への影響としては、「特に影響はなかった」が51.0%と最も多くなっていますが、「これまで利用していたサービスが利用できなかった」方も11.7%いらっしゃる状況です。また、知的障がい者では、30.0%の方が「これまで利用していたサービスが利用できなかった」と回答しています。
- 新型コロナウイルスにより、交流機会や外出頻度への影響がみられ、48.3%の方が「買い物や旅行といった外出の機会」が減ったと回答しています。また、反対に「精神的なストレス」については、32.0%の方が増えたと回答しています。これらの状況は、障がい種

別にもみても同様の状況となっておりますが、精神障がい者では、36.6%が「精神的なストレス」が増えたと回答されており、他と比べ割合が高い結果となっております。

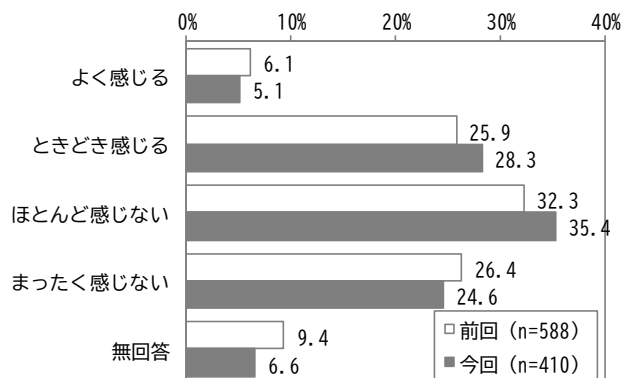


(5) 権利擁護について

- 成年後見制度の認知度（よく知っている＋多少は知っている）は35.6%（前回29.4%）、障害者差別解消法の認知度は22.4%（前回17.5%）、合理的配慮の認知度は17.3%（前回13.1%）、障害者虐待防止法の認知度は30.7%（前回18.7%）となっており、全ての項目で前回と比較して増加しています。

- 権利擁護・成年後見センターについては、17.6%の方が知っていると回答しています。
- 日常生活で差別や偏見を感じる（良く感じる＋ときどき感じる）方は、33.4%となっております。また、身体障がい者では28.7%、知的障がい者では58.0%、精神障がい者では53.7%となっており、知的・精神で割合が高くなっています。

■差別や偏見を感じることもあるか



- 差別や偏見に関しては、「人間関係」に関して感じるという方が49.6%と多く、約半数となっております。

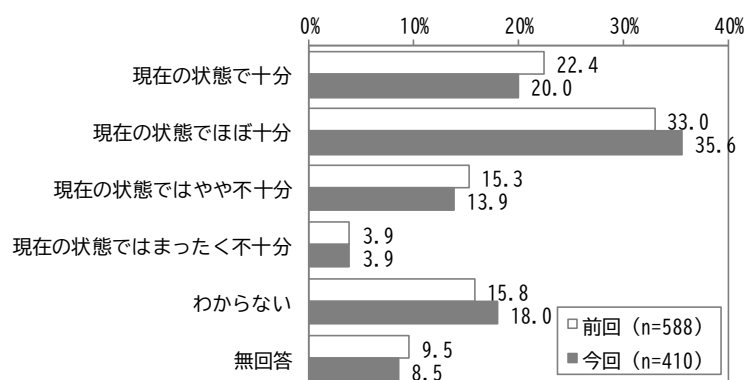
(6) 今後の生活について

- 今後の暮らし方の希望としては、「家族といっしょに自宅で暮らしたい」が63.4%と最も多くなっています。
- 在宅で暮らす場合の支援としては、「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」が42.1%と最も多く、次いで、「経済的な負担の軽減」が41.7%、「ホームヘルプなど、必要な居宅サービスが適切に利用できること」が32.7%と多くなっています。身体障がい者では「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」、知的障がい者では「相談支援の充実」、精神障がい者では「経済的な負担の軽減」が多くなっています。

(7) 相談・情報について

- 悩みや困ったことの相談先としては、「家族・親せき」が81.0%と最も多くなっています。また、「相談する人はいない」と回答された方も2.2%いらっしゃる状況で、精神障がい者では7.3%が「相談する人はいない」と回答されており、割合が高くなっています。
- 相談体制について、十分と感じている（現在の状態で十分+現在の状態でほぼ十分）方は、55.6%と過半数となっています。また、相談支援体制への希望としては、「障がいに関する診断や、治療・ケアに関する医療面での相談」が29.3%と最も多く、次いで「福祉の専門職を配置した相談窓口」が23.2%と多くなっています。また、「同じ障がいのある相談員によるカウンセリング」については、前回と比べ4.8ポイントと最も増加しており、精神障がい者では最も多い項目となっています。
- 障害福祉に関する情報は、「市の広報紙」から手に入れている方が32.7%と最も多く、前回からも大きく増加しています。また、知的障がい者と精神障がい者では「相談支援事業者」が最も多くなっています。
- 情報を受け取る方法としては、「相談支援事業者を通じて」が29.3%と最も多く、次いで「介助者を通じて」が28.3%と多くなっています。また、「インターネット・SNS」が前回と比べ5.5ポイント増加しています。

■現在の相談体制が十分かどうか



(8) 主な介助者について

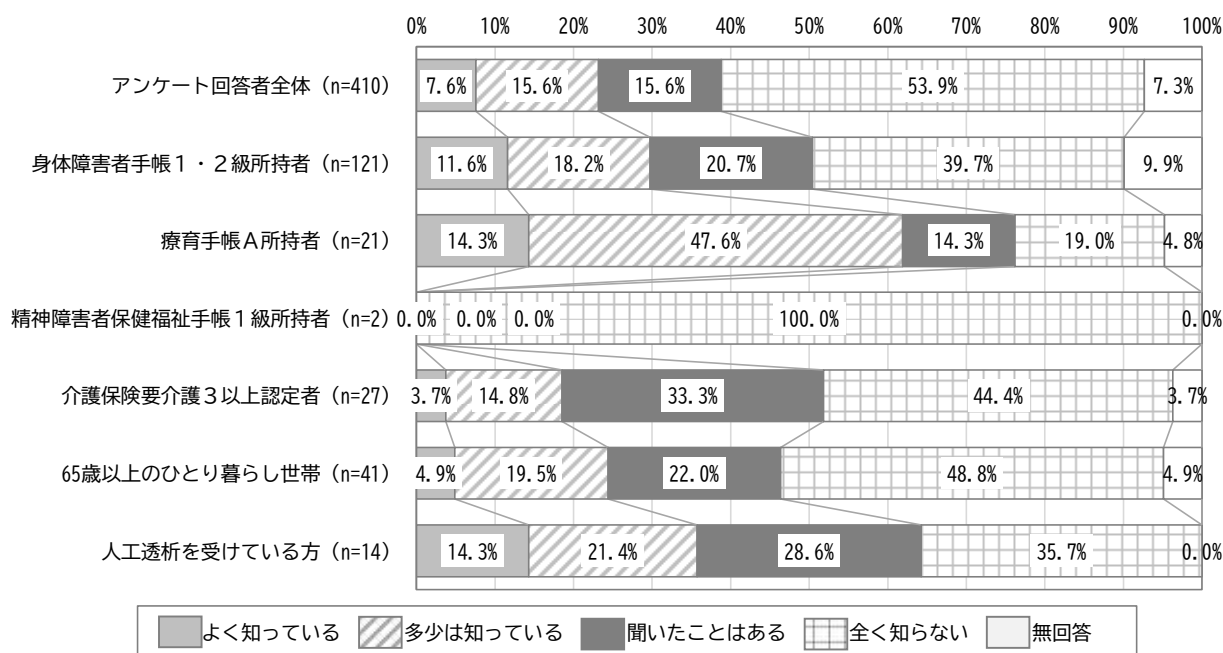
- 主な介助者としては、18歳未満と18~64歳では「母親」が多く、65歳以上では「配偶者」が多くなっています。また、身体障がい者では「配偶者」が多く、知的障がい者と精神障がい者では「母親」が多くなっています。

- 主な介助者の年齢は、18歳未満では「40～59歳」が多く、18～64歳と65歳以上では「60～74歳」が多くなっています。また、身体障がい者では「60～74歳」が多く、他の障がい種に比べ高齢となっています。
- 介助者の健康状態については、介助者の年齢が75歳以上の際、「病気ではないが疲れている」が多くなっています。
- 介助や見守りを受けている時間については、「介助や見守りは受けていない」が41.4%と最も多くなっていますが、知的障がい者では「12時間以上」が最も多くなっています。

(9) 安全・安心について

- 災害時に困ることとしては、「一人では避難場所まで行けない（坂や階段がある、避難場所が遠いなど）」が31.2%と最も多くなっています。また、精神障がい者では「避難場所で医療ケアなどが受けられるか不安」が最も多くなっています。
- 南丹市災害時要配慮者支援台帳の認知度については、「全く知らない」が53.9%と最も多く、過半数となっています。特に精神障がい者では78.0%の方が「全く知らない」状況となっています。また、南丹市災害時要配慮者支援台帳には、12.0%の方が既に登録されており、42.7%の方が「登録したい」と回答しています。

■南丹市災害時要配慮者支援台帳の認知度



(10) 外出について

- 外出頻度としては、「ほとんど毎日」が31.5%と最も多くなっています。反対に、「全く外出しない」方は、3.4%となっており、精神障がい者では7.3%と他の障がい種より多くなっています。
- 外出時に困ることとしては、「階段等が不便、危険である」が20.3%と最も多くなっています。また、知的障がい者と精神障がい者では「人との会話などコミュニケーションが難しい」が多くなっています。

- 外出しない方の外出しない理由としては、「障がいが重いから」が35.7%と最も多くなっています。
- 外出する際、「介助者などがいれば外出できる」方は29.5%となっています。身体障がい者と精神障がい者では「一人で外出できる」が多くなっており、知的障がい者では「介助者などがいれば外出できる」が多くなっています。

(11) 本市の取組に対する評価

- 取組として重要であるが、満足度が低い項目として、以下の施策があげられています。

施策名	加重平均 重要度	加重平均 満足度
基本目標5(2) だれもが暮らしやすい居住環境づくり	2.49	0.03
基本目標2(1) 雇用・就労の支援	2.51	0.04
基本目標3(3) 精神保健福祉施策の推進	2.42	0.04
基本目標5(1) だれもが住みやすいまちづくり	2.60	0.09
基本目標4(1) 相談体制の充実	2.41	0.13

(5) 計画策定に向けた課題

アンケート結果からみる、計画策定に向けた課題は以下の通りです。

- 乳幼児健診が発達障がいの診断のきっかけとなっており、引き続き早期発見・早期対応への取組が重要です。また、発達障がいに関する相談先の充実も重要です。
- 介護保険サービスを使っている方や医療的ケアを受けている方もいるため、介護・医療との連携を進めていくことが重要です。また、医療的ケアについては、「ケアの対応ができる人」「ケアを受けられる場所」等の体制整備も必要です。
- ひとり暮らしの高齢者が約15%となっており、見守り等の支援や取組を進める必要があります。
- 経済状況に余裕がない方が約37%となっており、経済的な支援も重要です。
- 一般就労を希望する方の割合が前回から増加しており、就労支援の充実が求められます。障がいに対する理解促進や働き方への配慮といった、働きやすい環境の整備についても進めていくことが重要です。
- 保育・教育については、進路指導や自立支援への希望が高まっており、取組の推進が必要です。
- 障害福祉サービスについては、外出支援に不足・不満が多くなっています。また、新型コロナウイルスにより、これまで利用していたサービスが使えない状況もみられ、今後の整備推進が求められます。

- 新型コロナウイルスの影響により、交流や外出機会の減少や精神的ストレスの増加がみられ、対応が必要です。
- 日常生活の中で差別や偏見を感じる方が約33%となっています。成年後見制度や合理的配慮といった制度等の認知度は上がってきてはいますが、今後も権利擁護に関する周知・啓発の推進が必要です。
- 今後の暮らし方として、在宅を希望する方が多く、在宅で暮らしていくための医療ケア等の充実が必要です。
- 相談する先がない方が少数ではありますがおられる状況の中、相談体制の充実は重要な取組です。市の広報紙をはじめとする情報発信の実施も含め、取組の推進が求められます。
- 75歳以上の介助者では、介助への疲れを感じる方が多くなっています。介助者に対する支援体制についても今後取り組んでいく必要があります。
- 災害時に困ることとして、一人で避難できない方が約31%となっており、避難時の支援が求められます。また、南丹市災害時要配慮者支援台帳について「全く知らない」方が約54%と半数以上おられる中で、災害時の避難支援に関する取組の周知・発信や登録制度の充実が重要な取組であるといえます。
- 外出する際に、階段や交通機関の不便さに困っている方やコミュニケーションに困っている方が多くなっています。介助者がいれば外出できるという方も約30%おられるため外出支援の充実も重要な取組です。
- 市の取組に関して「暮らしやすい居住環境づくり」「雇用・就労の支援」「精神保健福祉施策の推進」が満足度の低い項目となっているため、今後の取組について検討・調整を行っていくことが必要です。

8 関係団体アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、障がいのある人にかかわる関係団体等に対し、現在抱えている問題点や今後の障害者施策に対する要望等のアンケート調査を行いました。

(2) 実施期間

令和4年12月～令和5年1月

(3) 関係団体等

調査にご協力いただいた関係団体等については、以下のとおりです。全49団体（うち、団体名無記名が1件）から回答をいただきました。

NO.	団体名
1	ヘルパーステーションふわりい
2	みずのき
3	社会福祉法人あけぼの学園るりけい寮
4	NPO 法人在宅生活応援団訪問介護事業所ふあいと
5	障害者支援施設京都太陽の園（分場）
6	（公財）南丹市福祉シルバー人材センター
7	障害者支援施設京都太陽の園（分場）（南丹市園部地域活動支援センター）
8	京都府視覚障害者協会南丹京丹波支部
9	口丹聴覚障害者協会船井支部
10	ほほえみ八木居宅介護事業所
11	ほほえみかぐら居宅介護事業所
12	南丹市社協地域活動支援センターそよかぜ日吉
13	あじさい園
14	ひより舎
15	特定非営利活動法人はびねすサポートセンター放課後等デイサービスたんぼぼくらぶ
16	城山共同作業所
17	つくし園
18	ラポールもろはた
19	障害者支援施設 京都太陽の園
20	障害者支援施設 こひつじの苑
21	南丹つぼみ会
22	地域活動支援センターそよかぜ美山
23	公益社団法人京都府視覚障害者協会
24	特定非営利活動法人はびねすサポートセンター
25	障害者支援施設 美山育成苑
26	特定非営利活動法人発達障害を考える会ぶどうの木
27	京都府立丹波支援学校 PTA
28	はびねすサポートセンター
29	南丹地域包括支援センター日吉事務所
30	社会福祉法人花ノ木 花ノ木医療福祉センター（相談支援事業所として）
31	株式会社 ARAKAWA
32	なんたん障害者就業・生活支援センター
33	居宅ほっとステーション手とて

34	園部共同作業所
35	南丹地域包括支援センター園部事務所
36	相談事業所てのひら
37	アットホーム訪問看護ステーション園部
38	京都聴覚言語障害者福祉協会 ふない聴覚言語障害センター
39	社会福祉法人桜梅会 障害者支援施設丹波桜梅園
40	あゆみ工房
41	グループホーム一歩
42	放課後等デイサービス ハーモニーケア
43	相談支援センターふれあいハート
44	グループホーム 180 番地
45	(有) ハーモニーケア ハーモニージョブス
46	放課後等デイサービス地球館
47	グループホームぼぼろん
48	南丹市身体障害者福祉会

(4) 関係団体等アンケート調査からみた課題

関係団体等アンケート結果からみる、計画策定に向けた課題は以下の通りです。

- 人員不足について、多くの団体から意見が挙がっています。人員不足によってサービス提供が出来ないことや、新規の利用者の受け入れが難しくなるという意見も見受けられました。
- また、障がいの多様化・重度化をはじめ、ひきこもりといった課題も顕在化し、課題の複雑化がみられます。対応する側としての負担も大きく、1人にかかるヘルパーの人員も多くなる状況で、人員不足により大きな影響となっているという意見もありました。
- 移動支援に関しても、多くの団体が課題として挙げています。サービスを提供していても、その事業所まで行くことができず、利用できないという例もあります。
- 相談支援の充実を求める意見も多く出ています。相談体制の充実の他、相談を受ける側の負担増に関する課題もあります。また、悩みを抱えている方へのアプローチも重要な視点として意見が挙がっています。
- 多くの団体に対して、新型コロナウイルスによる影響が出ている状況です。感染拡大によるサービスの停止や活動の中止の他、感染対策を行うことによる他業務の圧迫、サービス利用が少なくなることによって営業継続が困難になるケースも見受けられ、多様な課題・影響が及ぼされています。
- 取り組みを進めていく際に、連携していくことや情報共有していくことも重要視されており、今後の施策推進に向けた連携体制・協働体制の推進は重要な要素として意見が挙がっています。

第3章 計画の基本方針

1 計画の基本理念

本市は、平成30(2018)年3月に策定した第2次南丹市総合振興計画において、めざすべきまちの将来像として「森・里・街・ひとがきらめく ふるさと 南丹市」を掲げ、総合的なまちづくりを進めています。

総合振興計画で示す障害福祉の分野に関しては、10年後のビジョンとして「障がいの種別や程度にかかわらず、障がいのある人も地域の一員として社会とかかわりながら、地域のなかで安心して生活していける共生社会の実現をめざします。」を掲げています。

平成30(2018)年3月に策定した「南丹市障害者計画」においても、「障がいのある人もない人もともに安心して暮らせる地域共生社会のまち 南丹市」を基本理念として掲げ、各種障害者施策を進めてきています。

本計画においては、この基本理念を踏襲しながら、より一層地域一体となって障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支えあう、地域共生社会をめざします。

～平成24(2012)年度～平成29(2017)年度 「南丹市障害者計画」基本理念

障がいのある人もない人もともに安心して暮らせるユニバーサル社会のまち 南丹市

平成30(2018)年度～令和5(2023)年度 「南丹市障害者計画」基本理念

障がいのある人もない人もともに安心して暮らせる地域共生社会のまち 南丹市

令和6(2024)年度～令和11(2029)年度 「南丹市障害者計画」基本理念(案)

【A案】障がいのある人もない人も、誰もが互いに尊重し合いながら共生するまち 南丹市

【B案】障がいのある人もない人もともに安心して暮らせるまち 南丹市

～みんなが役割を持ち、自己実現できる社会を目指して～

2 計画の基本的視点

基本理念のもと、障害者基本法や障害者総合支援法等関連法の趣旨を踏まえ、次の基本的な視点に立って計画を推進します。障害福祉サービス等が必要とされている方へ届くものとなっているのかを常に点検、分析、評価しながら、我が国の目指す社会の実現に向け、本市の地域特性を生かしながら施策を進めます。

◆ 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の実現に向けて、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が自立して社会参加の実現を図っていけるよう、必要な障害福祉サービスの提供体制の整備を推進します。

◆ 障がい種別によらない障害福祉サービスの実施

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者及び高次脳機能障がい者、難病患者等を対象とする障害福祉サービスの充実を図ります。また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者、難病患者等に対しては、障害者総合支援法に基づくサービス提供の対象となっていることの周知を強化し、必要なサービスの活用がなされるよう支援を行います。

◆ 地域生活移行・継続支援、就労支援等に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援に向けて、地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるため、地域生活支援の拠点づくりや地域での支え合いの推進等、社会資源を活用した提供体制の整備を進めます。

◆ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

地域共生社会の実現に向け、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりを推進します。

◆ 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児の健やかな育成を支援するため、障がい種別にかかわらず、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援を受けられるように、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供等、地域支援体制の構築を図ります。また、関係機関が連携を図り、障がい児のライフステージに沿った切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

◆ 障害福祉人材の確保・定着

安定的な障害福祉サービス等の提供体制を担う人材の確保・定着を図るため、研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行います。

◆ 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の多様なニーズを踏まえつつ、障がい者による文化芸術活動の推進や視覚障がい者等の読書環境の整備の推進といった、地域における社会参加の促進に向けた支援を行います。

さらに、障がい者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進を図ります。

3 計画の基本目標

4 計画の施策体系

第4章 基本目標別の施策内容

基本目標や各施策等については、
次回以降の会議にてお諮りする予定です。

第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画

成果目標・数値目標や活動指等については、
次回以降の会議にてお諮りする予定です。